

大気汚染防止法に基づく
ばい煙発生施設届出の手引き

令和5年3月

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課

第1章 大気汚染防止法について

1. 大気汚染防止法の目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等を規制すること等によって、大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。

そのため、この法律には、規制の対象となる施設や作業、届出の内容、排出基準、作業基準及び罰則等が定められています。

2. 大気汚染防止法の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準は、「環境基準」として環境基本法で定められています。この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法では、排出基準等を定めて規制をしています。

大気汚染防止法（以下「法」という。）は、公害対策基本法の制定を受けて、昭和43年6月に従来「ばい煙の規制等に関する法律」に代わって制定され、同年12月から施行されたものです。

法では、工場や事業場（固定発生源）から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定めるとともに、大気汚染物質の排出者等に対して、これらの基準等の遵守を義務付け、人の生命や健康を害した場合は、事業者が無過失であっても損害を賠償する責任（無過失損害賠償責任）を定めています。また、法で定められている規制対象物質は、ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん（アスベスト）、有害大気汚染物質、水銀等となっています。

昨今、ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等が相次いだことから、平成22年5月にばい煙量等の測定結果の未記録に対する罰則が創設され、事業者の責務が強化されるとともに、アスベストの飛散防止対策の更なる強化を図るべく、平成26年6月1日から解体工事を実施する場合のアスベストの使用の有無についての事前調査の義務付けや届出義務者の変更もなされたところです。

また、平成30年4月1日からは、水銀排出施設に係る届出、排出基準の遵守義務等が追加されました。

3. ばい煙発生施設に関する規制

ばい煙発生施設を設置又は設置しようとする者には、主に次の義務があります。

(1) ばい煙発生施設の届出義務（法 第6条、7条、8条）

法施行令別表第1に規定されるばい煙発生施設（表1（P26））を設置又は設置しようとする場合には、届出をしなければなりません。

ばい煙発生施設の設置（変更を含む）を行う場合、原則として工事着手予定日の60日前までに届出をする必要があります。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物であるばい煙発生施設は電気事業法又はガス事業法の相当規定により規定されているため大気汚染防止法では適用除外となります。

(2) 排出基準遵守義務（法 第 13 条）

排出基準に適合しないばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）を排出してはなりません。

ばい煙に係る排出基準については、法施行規則別表第 1～別表第 3 の 2 を参照してください。

(3) ばい煙量等の定期測定義務（法 第 16 条）

ばい煙排出者は、ばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければなりません。

測定項目、測定対象（規模）、測定回数については、法施行規則第 15 条に規定されており、表 2（P28）のとおりとなっています。

なお、ばい煙測定結果の記録は、法施行規則様式第 7 によるばい煙量等測定記録表、又は計量法第 107 条の登録を受けた者（計量証明事業所）から交付を受けたばい煙濃度の測定結果等についての証明書によるものである必要があります。

ばい煙量、ばい煙濃度の測定については、計量法に基づく計量証明事業所に相談してください。

(4) 事故時の措置に関する義務（法 第 17 条）

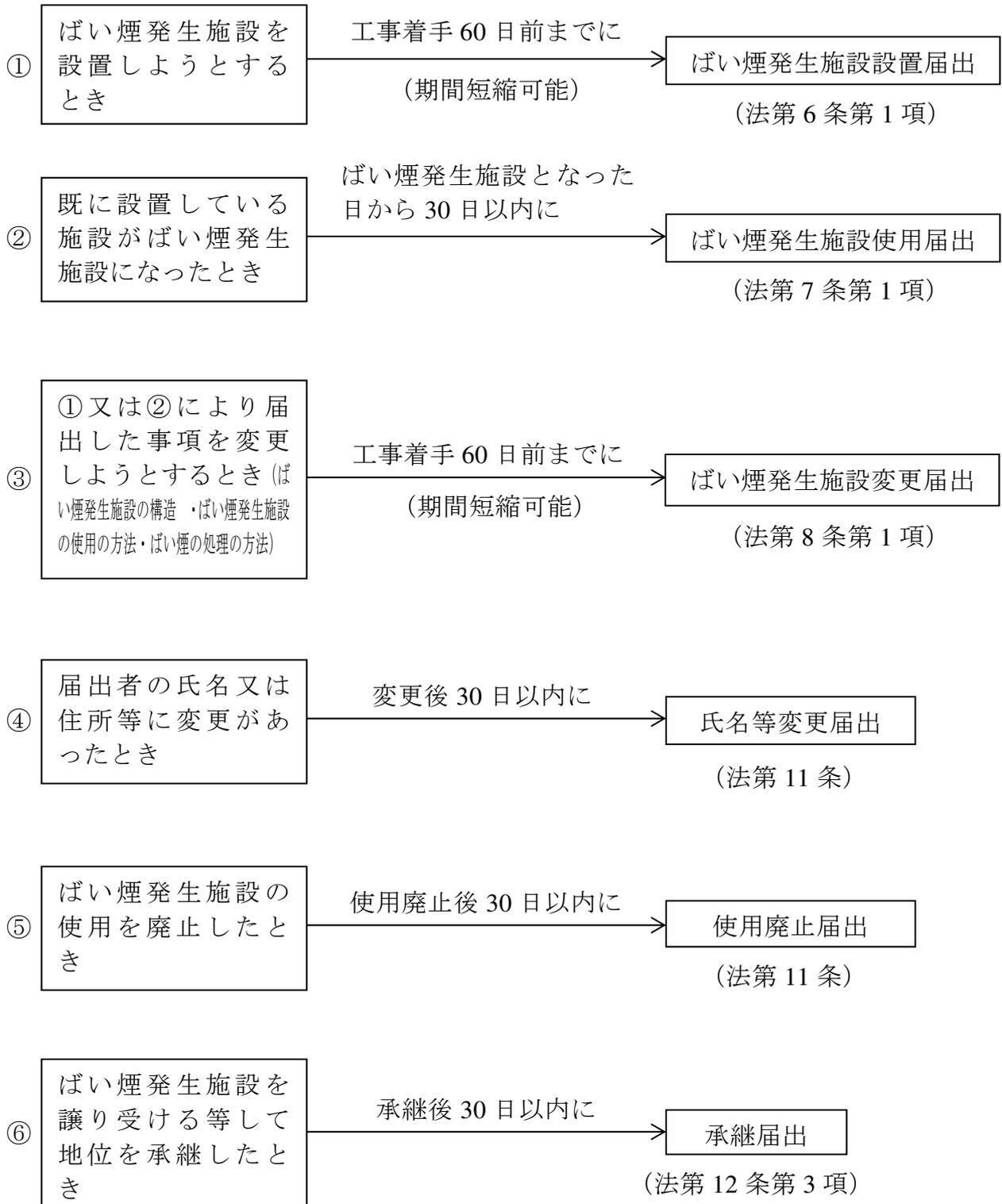
ばい煙発生施設又は特定施設設置者は、ばい煙発生施設又は特定施設について、故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合は、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに山梨県知事に通報しなければなりません。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設に対しては、電気事業法又はガス事業法の相当規定が適用されます。

第2章 ばい煙発生施設に関する届出について

ばい煙発生施設の届出の概要と方法は次のとおりです。

1. 届出の種類と概要



2. 届出の部数

正本1部及びその写し1部を提出してください。なお、写しは後日返却します。

3. 届出書の提出先

提出先は、工場等の所在地を管轄する林務環境事務所です。

ただし、甲府市内の工場等にあつては、甲府市環境部に提出してください。

担当課名	管轄市町村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 【韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階】 TEL : 0551(23)3090 FAX : 0551(23)3097	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
甲府市環境部環境対策室 環境保全課 【甲府市上町 601-4 環境センター管理棟 1階】 TEL : 055(241)4312 FAX : 055(241)6190	甲府市
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 【甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3階】 TEL : 0553(20)2739 FAX : 0553(20)2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 【西八代郡市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2階】 TEL : 055(240)4141 FAX : 055(240)4189	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 【都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 3階】 TEL : 0554(45)7811 FAX : 0554(45)7807	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、 丹波山村

3. 届出書の記入要領

(1) ばい煙発生施設設置届出書

様式第1

①

ばい煙発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

②

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

③

④

届出者

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〕

①

大気汚染防止法第6条第1項~~(第7条第1項、第8条第1項)~~の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

⑤ 工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 △△工場	※ 整理番号	
⑥ 工場又は事業場の所在地	△△市△△町△△番地	※ 受理年月日	年 月 日
⑦ ばい煙発生施設の種類	1 ボイラー 1基	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

備考 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入要領（様式第1・大気汚染防止法関係）

① 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消すなどして、届出区分を明示する。

設置： 新たにばい煙発生施設を設置しようとするときの届出（法第6条第1項）

使用： 法施行令の改正により、現に設置している施設がばい煙発生施設となった際の届出（法第7条第1項）

変更： 設置（法第6条第1項）又は使用（法第7条第1項）の届出をした者が、そのばい煙発生施設の構造等を変更しようとするときの届出（法第8条第1項）

② 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入する。

③ 宛名

- ・ 山梨県知事の氏名を記入する。

④ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入する。
- ・ 届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入する。

<押印について>

押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたことから、押印は不要となりました。

なお、それまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、手続きの性質を踏まえ、以下に記載する「押印が求められている趣旨を代替する手段」によって、本人確認をします。

○押印が求められている趣旨を代替する手段の例

- ・ 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出
- ・ ID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人登記書類、個人・法人の印鑑証明等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 署名を用いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入すること。）

⑤ 工場又は事業場の名称

ばい煙発生施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入する。

⑥ 工場又は事業場の所在地

ばい煙発生施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入する。

⑦ ばい煙発生施設の種類

法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記入する。その際、届出施設の数も併記する。

ばい煙発生施設の構造

① 工場又は事業場における施設番号	3号ボイラー	
② 名称及び型式	炉筒煙管式ボイラー (〇〇(株)A-1型)	
③ 設置年月日	年 月 日	年 月 日
④ 着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
⑤ 使用開始予定年月日	△△年△△月△△日	年 月 日
⑥ 規 模	伝熱面積 (m ²)	
	燃料の燃焼能力(重油換算L/h)	290
	原料の処理能力 (t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積(m ²)	
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h)	
	焼却能力 (kg/h)	
	乾燥施設の容量 (m ³)	
	電流容量 (kA)	
	ポンプの動力 (W)	
	合成・漂白・濃縮能力(kg/h)	

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

記入要領（様式第1の別紙1・大気汚染防止法関係）

① 工場又は事業場における施設番号

- ・ “ボイラーNO. 1”、“2号廃棄物焼却炉”等の施設番号であって、ばい煙発生施設に係るこれまでの届出における施設番号と重複しないものを記入する。
- ・ 当該番号は別紙1、別紙2及び別紙3で同一番号を記入する。

② 名称及び型式

- ・ 名称、メーカー名、型番等を記入する。
ディーゼル機関の場合は、シリンダー内径及び気筒数も記入する。

③ 設置年月日

- ・ 届出の種類が「使用届出（経過措置）」又は「構造変更届出」である場合、当該届出施設に係る設置年月日を記入する（設置届出の場合は記入不要）。

④ 着手予定年月日

- ・ 届出の種類が「設置届出」又は「構造変更届出」である場合、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記入する（使用届出の場合は記入不要）。

⑤ 使用開始予定年月日

- ・ 当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載する。

⑥ 規模

- ・ 次表を参照して、当該ばい煙発生施設が該当する規模の欄に記入する。

令別表第1の 記載すべき 施設 規模欄	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
	項 の 施 設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
伝熱面積																						◎										
燃料の燃焼能力(重油換算)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎		◎											
原材料処理能力		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎								◎										
火格子面積又は羽口面断面積					◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎									◎									
変圧器の定格容量					◎	◎	◎			◎	◎	◎		◎								◎			◎	◎	◎					
触媒に付着する炭素の燃焼能力								◎																								
焼却能力													◎																			
乾燥施設の容量															◎												◎					
電流容量																						◎										
ポンプの動力																							◎									
合成、漂白、濃縮能力																												◎				

◎：規模要件に係る規模欄 ○：規模要件以外の参考値を記入する規模欄

- ・ 燃料の燃焼能力において、重油でない燃料については、次により重油換算した量を記入する。

(1) 31及び32の項の施設（ガス機関及びガソリン機関）

気体燃料の場合：重油換算量（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³/h）

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の総発熱量 (kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の総発熱量 (9,600kcal/L)}}$$

液体燃料の場合：重油換算量（L/h）＝液体燃料の燃焼能力（L/h）

(2) (1)以外の施設

液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgが重油10Lに相当する。

- ・ 2項の施設は、原料となる石炭とコークスの別を明記して原料処理能力を記入し、5及び14項の施設については、火格子面積と羽口面断面積の別を○で囲んだうえで面積を記入する。

ばい煙発生施設の使用の方法

① 工場又は事業場における施設番号		3号ボイラー												
② 使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		6時～20時 14時間/回 1回/日 25日/月						時～時 時間/回 回/日 日/月					
	季節変動		7月～9月休止											
③ 原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類													
	使用割合													
	原材料中の成分割合(%)		いおう分		鉛分		いおう分		鉛分		いおう分		鉛分	
			がぶ分		弗素分		がぶ分		弗素分		がぶ分		弗素分	
	1日の使用量													
④ 燃料又は電力	種類		A重油											
	燃料中の成分割合(%)		灰分	0.01	いおう分	0.6	窒素分	0.2	灰分		いおう分		窒素分	
	発熱量		10,840 kcal/kg											
	通常の使用量		最大290ℓ/h 通常240ℓ/h											
	混焼割合		専焼											
⑤ 排出ガス量(m ³ /h)	湿り		最大 3,106		通常 2,606		最大		通常		最大		通常	
	乾き		最大 2,795		通常 2,345		最大		通常		最大		通常	
⑥ 排出ガス温度(℃)		240												
⑦ 排出ガス中の酸素濃度(%)		3.0												
⑧ ばい煙の濃度	ばいじん(g/m ³)		最大 0.20		通常 0.10		最大		通常		最大		通常	
	いおう酸化物(容量比ppm)		最大 484		通常 483		最大		通常		最大		通常	
	カドミウム及びその化合物(mg/m ³)		最大		通常		最大		通常		最大		通常	
	塩素(mg/m ³)		最大		通常		最大		通常		最大		通常	
	塩化水素(mg/m ³)		最大		通常		最大		通常		最大		通常	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/m ³)		最大		通常		最大		通常		最大		通常	
	鉛及びその化合物(mg/m ³)		最大		通常		最大		通常		最大		通常	
	窒素酸化物(容量比ppm)		最大 160		通常 120		最大		通常		最大		通常	
⑨ ばい煙量	いおう酸化物(m ³ /h)		最大 1.35		通常 1.12		最大		通常		最大		通常	
⑩ 参考事項	燃料比重(温度15℃換算) : 0.84													

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

記入要領 (様式第1の別紙2・大気汚染防止法関係)

① 工場又は事業場における施設番号

- 別紙1と同様の番号を記入する。施設が複数ある場合は、その順序も同様に記入する。

② 使用状況

- 暖房用ボイラーなど使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記入する。

③ 原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)

- 種類の欄には、当該届出施設等において使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生・排出に影響を及ぼすもののみ、原材料の種類を具体的に(焼却炉における雑芥・木屑等や溶解炉における鑄鉄等)を記入する。
- 使用割合の欄には、種類別にその割合を重量比%又は容量比%の別を明示して記入する。
- 原材料中の成分割合の欄には、種類別にその割合を重量比%又は容量比%の別を明示して記入する。なお、ごみ中の塩素成分のように、当該欄に明記されていない成分については、参考事項の欄に記入する。
- 1日の使用量の欄には、当該届出施設が定格能力で稼働する場合の使用量を単位を付して種類別に記入する。

④ 燃料又は電力

- 種類の欄には、重油の種類(A重油等)、ガスの種類(都市ガス13A等)等を具体的に記入する。
- 燃料中の成分割合の欄には、使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記入する。
- 発熱量の欄には、使用する燃料の高(総)発熱量又は低(真)発熱量の別を明らかにするとともに、単位を付して記入する。
- 通常の使用量の欄には、届出施設を定格能力で稼働させた場合の使用量を最大として、また、通常の使用方法で稼働させた場合の使用量を通常として、それぞれ単位を付して記入する。(以下、最大・通常の場合について同様。)
- 混焼割合の欄には、異種燃料との混焼の場合のみ重量比%で記入する。

⑤ 排出ガス量 (m³/h)

- 排出ガス量は、「実測値」、「計画値」及び「燃料使用量からの算出値」のうち当該施設に最も適していると思われる方法により、湿り排出ガス量と乾き排出ガス量をそれぞれ記入する。
- なお、乾きは湿りから水分を差し引いた量のこと。

⑥ 排出ガス温度 (°C)

- 原則として、排出口における排出ガス温度を記入する。
- 煙突等の排出口が、複数の施設の排出ガスを合わせて排出するいわゆる集合排出口の場合、各施設が単独に稼働したものとして記入する。

⑦ 排出ガス中の酸素濃度 (%)

- 当該施設の乾き排出ガス中の酸素濃度 (設計値、測定値等) を容量%で記入する。

⑧ ばい煙の濃度

- ばい煙の濃度は、次表を参照し、当該届出施設が該当する規制基準の欄に掲げる規制物質について記入し、ばい煙処理施設がある場合には、処理後の濃度 (処理施設が複数ある場合には最後の処理施設出口の濃度) を記入する。
- その際、複数の届出施設等のばい煙が同一の処理施設で処理される場合であっても、各施設が単独に稼働し処理されたものとして、次式により計算する。

$$\text{処理後の濃度} = \text{ばい煙発生施設の出口濃度} \times (1 - \text{処理施設による捕集効率} * \times 0.01)$$

* 捕集効率については、記入要領 (様式1の別紙3・大気汚染防止法関係) の⑦処理能力を参照。

- また、原則として、標準酸素濃度 (法施行規則の別表第2備考1、別表第3備考2、及び別表第3の2備考のOn) に換算する前の濃度を記入する。

標準酸素濃度換算後の濃度を記入する場合には、その旨を参考事項の欄に記入する。

規制基準	物質名	令別表第1の施設																																		
		一 項 の 施 設	二	三	四	五	六	七	八	八 の 二	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二		
規	硫黄酸化物	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ばいじん	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
制 害 基 物	有 カドミウム										◎※				◎◎																					
	塩素																	◎◎	◎◎																	
	塩化水素												◎			◎◎	◎◎																			
	弗素											◎※											◎◎	◎◎	◎◎											
	鉛											◎※				◎													◎◎	◎◎						
質	窒素酸化物 (熱源として電気 を使用するものを 除く)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

- 備考 1 ※が付されているものについては、ガラス又はガラス製造に原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を使用するものに限る。
- 2 当該ばい煙発生施設ついて、排出基準の定められていない物質については、記入する必要はなく、また、硫黄酸化物の排出基準については、全ばい煙発生施設について定められているが、15～17の項、19、20、22及び27の項については、硫黄酸化物の排出実態がないため、硫黄酸化物に係る部分は、記入する必要はない。
- 3 窒素酸化物の排出基準の適用については、熱源として電気を使用するものを除く。
- 4 平成30年1月現在、伝熱面積が10㎡未満のボイラーの内、軽質液体燃料等を燃焼させる施設については、ばいじん及び窒素酸化物について、排出基準の適用が猶予されている。(但し、届出書には排出濃度を記入する。)
- 5 非常用施設については、硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物について、排出基準の適用が猶予されている。(但し、届出書には排出濃度を記入する。)

⑨ ばい煙量

- 燃料その他のもの (原料、じん芥) の燃焼に伴い発生するいおう酸化物の量を記入する。

⑩ 参考事項

- ①～⑨の記載についての補足のため次の事項を記入するが、書ききれない場合は別途資料を作成して添付する。

- ア 燃焼における空気比及び燃料の比重
- イ ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況
- ウ 窒素酸化物の発生の抑制のために採っている方法
- エ 燃焼装置の自動化、中央制御方式、節炭器、重油余熱器、空気余熱器のある場合はその種類等
- オ ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の場合には、常用・非常用の別を記入（非常用とは、停電時、災害時、事故時のみに稼動する施設をいう。）
- カ その他ばい煙の発生に関係のある事項
- キ 工場事業場における施設担当者氏名、所属部課、電話番号等（届出調書（P19）等により報告している場合には不要）

※届出調書とは、法改正等を速やかに連絡できるよう届出者の理解のもと提出をお願いする資料

ばい煙の処理の方法

① ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		3号煙突		
② 処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		3号ボイラー		
③ ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		煙突		
④ 設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
⑤ 着 手 予 定 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日	
⑥ 使 用 開 始 予 定 年 月 日		△△年△△月△△日	年 月 日	
処 理 能 力	⑦ 排 出 ガ ス 量(m ³ /h)	最 大		
		通 常		
	排 出 ガ ス 温 度 (℃)	処 理 前		
		処 理 後		
	ば い 煙 の 濃 度	ばいじん (mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	い	いおう酸化物(容量比ppm)	処 理 前	
			処 理 後	
	煙	カドミウム及びその化合物(mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	の	塩素 (mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	濃	塩化水素 (mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	度	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	捕 集 効 率 (%)	鉛及びその化合物(mg/m ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	力	窒素酸化物(容量比ppm)	処 理 前	
			処 理 後	
ばい煙量	いおう酸化物(m ³ /h)	最 大	処 理 前	
		通 常	処 理 後	
捕 集 効 率 (%)	ば い じ ん い お う 酸 化 物 カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 塩 素 塩 化 水 素 弗 素 、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素 鉛 及 び そ の 化 合 物 窒 素 酸 化 物	処 理 前		
		処 理 後		
		処 理 前		
		処 理 後		
		処 理 前		
		処 理 後		
		処 理 前		
		処 理 後		
⑧ 使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等		時 ~ 時	時 ~ 時
	季 節 変 動		時間/回 回/日 日/月	時間/回 回/日 日/月
⑨ 排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)		20.0 (0.48φ)		
⑩ 補 正 さ れ た 排 出 口 の 高 さ H _e (m)		最大22.5 通常22.1		
⑪ 排 出 速 度(m/s)		最大8.90 通常7.45		

- 備 考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が露度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さH_eは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記入要領（様式第1の別紙3・大気汚染防止法関係）及び必要な添付書類

① ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ 1号電気集じん機、2号サイクロン、2号煙突等のばい煙処理施設の施設番号であって、ばい煙発生施設のこれまでの届出におけるばい煙処理施設の施設番号と重複しないものを記入する。

② 処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号

- ・ 別紙1及び別紙2と同一の施設番号を別紙1及び別紙2と同一順序で記入し、ばい煙発生施設とばい煙処理施設（煙突を含む）の関係を明示する。

当該処理施設を共用する他の届出施設がある場合には、その施設番号も併せて記入する。

③ ばい煙処理施設の種類、名称及び型式

- ・ △△(株)サイクロンA-1型、□□(株)スクラバーB-2型、××式バグフィルターC-3型のように当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記入する。

④ 設置年月日

- ・ 既存の処理施設を使用する場合、当該処理施設の設置年月日を記入する。

⑤ 着手予定年月日

- ・ 当該処理施設の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記入する。（既存の処理施設で、変更工事を行わない場合は、記入不要）

⑥ 使用開始予定年月日

- ・ 当該処理施設の使用開始予定年月日を記入する。（既存の処理施設で、変更工事を行わない場合は、記入不要）

⑦ 処理能力

- ・ 排出ガス量の欄は、当該処理施設で処理する湿り排出ガス量を記入する。
なお、複数の施設の排出ガスを集合して処理している場合は、それらの施設の合計量を記入する。（以下、処理能力の記入にあたって同じ。）
- ・ 排出ガス温度の欄は、処理前については処理施設入口の平均温度、処理後については処理施設出口の平均温度を記入する。
- ・ ばい煙濃度の欄は、当該処理施設等で処理するばい煙の乾き排出ガス中の濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記入する。（処理前と処理後において処理効果のないばい煙については、記入不要）
- ・ ばい煙量の欄は、当該処理施設で処理するいおう酸化物の量（処理前：入口、処理後：出口）を記入する。
- ・ 捕集効率の欄は、次式により、ばいじん及び有害物質については重量%で、いおう酸化物については容量%で記入する。（処理前と処理後において処理効果のないばい煙については、記入不要）

$$\text{補集効率(\%)} = \frac{(\text{処理施設入口における規制物質の量}^*) - (\text{処理施設出口における規制物質の量}^*)}{(\text{処理施設入口における規制物質の量}^*)} \times 100$$

* いおう酸化物について算出する場合は、量ではなく濃度とすること。

⑧ 使用状況

- ・ 別紙 2 の例により、記入する。

⑨ 排出口の実高さ H_o (m)

- ・ 排出口（煙突）の実高さは、地盤上 (GL) の高さを記入し、頂口径を丸型 (ϕ)、角型 (\square) を明示して記入する。

⑩ 補正された排出口の高さ H_e (m)

- ・ 法施行規則第 3 条に定める算式により算定し補正された排出口の高さを記入する。
- ・ また、排出口に笠がある場合は、排出ガスは上昇しないものとするため、補正された排出口の高さは H_e は実高さ H_o と同じになるので、実高さ H_o と同じ値を記入する。
- ・ なお、排出口が集合排出口の場合、当該届出施設が単独に稼働した場合の湿り排出ガス量及び排出ガス温度（別紙 2 に記入した数値）を用いて、 H_e を算定する。

⑪ 排出速度 (m/s)

- ・ 排出口における排出ガスの排出速度の最大値（最大排出ガス量による値）を記入する。
- ・ なお、排出口が集合排出口の場合、⑩と同様に、当該届出施設が単独に稼働した場合の湿り排出ガス量及び排出ガス温度（別紙 2 に記入した数値）を用いて排出速度を算定する。

◆ 届出書に添付が必要な書類

- ・ 届出書に添付が必要な書類は、次表のとおりであり、併記できるものについては、同一書類に記入しても良い。
- ・ 書類は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 版で作成する。

種類	NO	事 項	記 載 内 容 等
法施行規則第8条第2項に定める事項に係る書類	1	ばい煙の排出方法	○ 排出口以外からばい煙が排出される場合に必要(焼却炉の場合、投入口開閉時の排出も含み、ない場合ない旨の記述は必要)
	2	ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所	○ 工場等への案内図 ○ 工場等内における施設の配置図
	3	ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要	○ フローチャート図等で作成
	4	煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所*	○ 測定口の設置箇所を示した煙道の図面(屈曲部位からの距離、測定孔の直径、測定孔設置場所の煙道の径、測定孔の高さが判別できるもの)
	5	緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法	○ 様式等の余白への記入、専用資料の作成又は届出調書の添付
別紙の備考により添付が必要な書類	6	ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図	○ 主要部位の名称を記入すること(部位に番号を割り当て、番号対照名称一覧表を添付しても可)
	7	ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図	○ 主要部位の名称を記入すること(部位に番号を割り当て、番号対照名称一覧表を添付しても可)
届出内容が相当であるかどうかの判断に要する書類	8	ばい煙発生施設の仕様書	○ 届出の規模要件に係る定格能力等を担保する書類 ○ 処理効率等の算出根拠となる書類 ○ 付属設備の多い場合(廃棄物焼却炉等) ・ 送風機、助燃バーナー等主要設備の規格、能力等の一覧表 ・ 温度計等主要計測装置の位置(図面上にも記載)及び記録計の有無
	9	ばい煙処理施設の仕様書	
	10	煙突の概要図	○ 煙突の実高さ、排出口の形及び直径が判別できる図面
	11	ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の分析表	○ 燃料試験成績表等 ○ 原材料の元素分析表又は類似材料の根拠文献
	12	ばい煙の発生に係る計算書	○ 排出ガス量、ばい煙の処理等の計算書(焼却炉については、熱収支計算も必要)
	13	その他審査に必要な参考書類	○ 必要に応じて提出(製造工程等や施設番号が明示された廃止施設の場内の配置図等)

* 測定箇所について

煙道がない施設を除き、原則として、日本産業規格 Z 8 8 0 8 の規定に基づき、内径 1 0 c m 程度の測定孔（2 箇所以上（*））を設ける必要があります。

当該日本産業規格においては、「測定位置は、ダクトの屈曲部分、断面形状の急激に変化する部分などを避け、なるべく排ガスの流れが比較的一様に整流され、測定作業が安全かつ容易な場所を選ぶ。」となっており、この条件に合致する位置が選びにくい場合には、次の目安によって選定することとされています。

- できるだけ長い直管部で、なるべく水平よりも垂直の直管部
- 極端な絞りや屈曲の部分に近い位置は避け、その位置から少なくともダクト直径又は縦寸法の 1. 5 倍以上離れた位置（この場合できるだけ遠くはなれた方が良い）

また、エジェクターがある場合にはエジェクターの空気が混入する前に測定箇所を設けたほうが望ましく、測定箇所の前面には、採取装置等を挿入するための空間（約 1 m）を確保してください。

なお、測定には次の設備が必要となります。

- 1 0 0 V、1 5 A 程度の電源
- 堅牢で安全に作業が出来るだけの足場

* 測定点（検体採取点）は、ダクトの直径等により決まりますが、小規模ダクト（断面積 0. 2 5 m² 以下）の場合は 1 つでもよく（測定孔も 1 つでよい）、また、測定断面において流速の分布が比較的対称とみなすことができる場合には、ダクトの形状によって測定点を減じることができます。

届 出 調 書

事業場 ID	※	届出 ID	※
工場又は 事業場	名 称		
	所在地		
	TEL・FAX NO.		
届 出 者	氏名又は名称		
	住 所		
	代表者の氏名 (法人に限る)		
	TEL・FAX NO.		
送 付 先	名称		
	住所		
	TEL・FAX NO.		
緊急時 連絡先	名称		
	TEL・FAX NO.		
その他緊急時の連絡方法			
その他	業 種		
今回の届 出・申請 に併せて 行う他法 令の届出 ・申請	法 律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 	
	条 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定工場 ・ 特定施設 () 	
備 考			

- 備 考 1 条例とは、山梨県生活環境の保全に関する条例をいう。
2 ※の欄には、記載しないこと。

(2) ばい煙発生施設使用届出書及び変更届出書

(1) のばい煙発生施設設置届出書 (P.6) を参考に作成してください。なお、変更に係る届出 (法第8条第1項) にあつては、添付する別紙の作成に当たり、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記入してください。

(3-1) 氏名等変更届出書 (共通様式)

氏名等変更届出書

①
〇〇年〇〇月〇〇日

②
山梨県知事 〇〇〇 殿

③
届出者 〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

④
氏名 (名称、住所、所在地) に変更があったので、

大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、
第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項
において準用する場合を含む。)

騒音規制法第 10 条

振動規制法第 10 条

水質汚濁防止法第 10 条

湖沼水質保全特別措置法第 17 条第 2 項

瀬戸内海環境保全特別措置法第 9 条

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 13 条第 2 項

ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条

の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤ 変更の内容	変更前	代表取締役社長 △△△△	※ 整理番号	
	変更後	代表取締役社長 〇〇〇〇	※ 受理年月日	年 月 日
⑥ 変更年月日	△△年△△月△△日		※ 施設番号	
⑦ 変更の理由	代表者が変更になったため		※ 備考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

⑧ 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

工場又は事業場の名称及び所在地

[名称] 〇〇 (株) 山梨工場 [所在地] 〇〇市〇〇 1 2 3

記入要領 (氏名等変更)

- ① 届出年月日 : 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名 : 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者 : ばい煙発生施設設置 (使用・変更) 届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容 : 大気汚染防止法欄をチェックし、該当しない部分を線で消す。
- ⑤ 変更内容 : 変更の内容を、変更前・変更後で記載する。
- ⑥ 変更年月日 : 変更の事実があった日を記載する。
- ⑦ 変更の理由 : 変更の理由について、簡潔に記載する。
- ⑧ 工場又は事業場の名称及び所在地 : 欄外に、届出を行っている工場又は事業場の名称及び所在地を記載すること。

(3-2) 氏名等変更届出書 (大気汚染防止法規則様式)
様式第4

氏名等変更届出書

① ○○年○○月○○日

②

山梨県知事 ○○○ 殿

○○市○○一丁目○番○号

③ 届出者 ○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

④

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)-の規定により、次のとおり届け出ます。

⑥ 変更の内容	変更前	代表取締役社長 ▲▲▲▲	※整理 番号	
	変更後	代表取締役社長 ○○○○		
⑦	変更年月日	▲▲年▲▲月▲▲日	※施設 番号	
⑧	変更の理由	代表者に変更になったため	※備考	

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

⑨ 工場又は事業場の名称及び所在地
 [名称] ○○(株) 山梨工場 [所在地] ○○郡○○町○○123

~~~~~

記入要領 (氏名等変更)

- ① 届出年月日：届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名：山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者：ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容：該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
- ⑤ 施設の別：該当するもの全てを記載する。
- ⑥ 変更内容：変更の内容を、変更前・変更後で記載する。
- ⑦ 変更年月日：変更の事実があつた日を記載する。
- ⑧ 変更の理由：変更の理由について、簡潔に記載する。
- ⑨ 工場又は事業場の名称及び所在地：欄外に、届出を行っている工場又は事業場の名称及び所在地を記載すること。

(4) 使用廃止届出書

様式第5

使用廃止届出書

山梨県知事 〇〇〇〇 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 〇〇市〇〇一丁目〇番〇号  
〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

[氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名]

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                                             |         |            |            |       |
|-------------------------------------------------------------|---------|------------|------------|-------|
| ばい煙発生施設<br>揮発性有機化合物排出施設<br>一般粉じん発生施設<br>特定粉じん発生施設<br>水銀排出施設 | ⑤<br>の別 | ばい煙発生施設    | ※整理<br>番号  |       |
| ⑥ 工場又は事業場の名称                                                |         | 〇〇(株)山梨工場  | ※整理<br>番号  |       |
| ⑦ 工場又は事業場の所在地                                               |         | 〇〇市 1-2-3  | ※受理<br>年月日 | 年 月 日 |
| ⑧ 施設の種類                                                     |         | 1 ボイラー 2 基 | ※施設<br>番号  |       |
| ⑨ 施設の設置場所                                                   |         | 別添配置図のとおり  | ※備考        |       |
| ⑩ 使用廃止の年月日                                                  |         | 〇〇年〇〇月〇〇日  |            |       |
| ⑪ 使用廃止の理由                                                   |         | 施設の更新のため   |            |       |

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

記入要領(廃止)

- ① 届出年月日 : 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名 : 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者 : ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容 : 該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
- ⑤ 施設の別 : 該当するもの全てを記載する。
- ⑥、⑦ 工場又は事業場の名称、所在地 : 廃止した施設が設置されていた工場又は事業場の名称、所在地を記入する。
- ⑧ 施設の種類 : 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記入する。その際、併せて基数も記入することが望ましい。
- ⑨ 施設の設置場所 : 廃止した施設の施設番号(設置届出又は使用届出をしたときに付されたもの)を明記した図面等を添付すること。
- ⑩ 使用廃止の年月日 : 施設の使用を廃止した年月日を記入する。
- ⑪ 使用廃止の理由 : 施設の使用を廃止した理由について、簡潔に記載する。

(5-1) 承継届出書 (共通様式)

承 継 届 出 書

①

〇〇年〇〇月〇〇日

②

山梨県知事 〇〇〇 殿

③

〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

届出者 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

- ④
- ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設設置)
  - 特定施設
  - 指定施設
  - 水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

- ⑤
- 大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)
  - 騒音規制法第11条第3項
  - 振動規制法第11条第3項
  - 水質汚濁防止法第11条第3項
  - 湖沼水質保全特別措置法第18条第2項
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項
  - 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項
  - ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項

の規定により、次のとおり届け出ます。

|   |                                     |           |         |       |
|---|-------------------------------------|-----------|---------|-------|
| ⑥ | 工場又は事業場の名称                          | 〇〇(株)山梨工場 |         |       |
| ⑦ | 工場又は事業場の所在地<br>指定施設                 | 〇〇市1-2-3  | ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| ⑧ | 施設の種類<br>特定施設<br>指定施設<br>水道水源特定施設   | 施設番号      | ※ 施設番号  |       |
| ⑨ | 施設の設置場所<br>特定施設<br>指定施設<br>水道水源特定施設 | 別添配置図のとおり | ※ 備考    |       |
| ⑩ | 承継の年月日                              | 〇年〇月〇日    |         |       |
| ⑪ | 被承継者                                | 氏名又は名称    | (株)△△   |       |
| ⑫ |                                     | 住所        | 〇〇市〇〇   |       |
|   | 承継の原因                               | 合併のため     |         |       |

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

⑬ 承継前の工場又は事業場の名称 (株)△△ 甲府工場

## 記入要領（承継）

- ① 届出年月日： 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名： 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者： 施設を譲り受け、前届出者の地位を承継した者が届出者となる。  
その他については、ばい煙発生設設置（使用・変更）届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容 1： ばい煙発生施設欄をチェックし、該当しない部分を線で消す。
- ⑤ 届出内容 2： 大気汚染防止法欄をチェックし、該当しない部分を線で消す。
- ⑥、⑦ 工場又は事業場の名称、所在地： 工場又は事業場に○を付け（⑦のみ）、承継後の工場又は事業場の名称、所在地を記入する。
- ⑧ 施設の種類： 施設に○を付け、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記入する。  
その際、併せて基数も記入することが望ましい。
- ⑨ 施設の設置場所： 施設に○を付け、承継した施設の施設番号（設置届出又は使用届出をしたときに付されたもの）を明記した図面等を添付する。
- ⑩ 承継年月日： 施設を譲り受けた年月日を記入する。
- ⑪ 被承継者： 施設を譲り渡した人の氏名、名称及び住所を記入する。
- ⑫ 承継の原因： 譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入する。
- ⑬ 承継前の工場又は事業場の名称： 欄外に、承継前の工場又は事業場の名称を記載する。

(5-2) 承継届出書 (大気汚染防止法施行規則様式)  
様式6

承 継 届 出 書

① ○○年○○月○○日

② 山梨県知事 ○○○○ 殿

③

届出者 ○○市○○一丁目○番○号  
○○株式会社  
代表取締役社長 ○○○○

[氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名]

④

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

|   |             |              |            |       |
|---|-------------|--------------|------------|-------|
| ⑥ | 工場又は事業場の名称  | ○○(株)山梨工場    | ※整理<br>番号  |       |
|   |             |              |            |       |
| ⑦ | 工場又は事業場の所在地 | ○○市 1-2-3    | ※受理<br>年月日 | 年 月 日 |
| ⑧ | 施設の種類       | 施設番号         | ※施設<br>番号  |       |
| ⑨ | 施設の設置場所     | 別添配置図のとおり    | ※備考        |       |
| ⑩ | 承継年月日       | ○○年○○月○○日    |            |       |
| ⑪ | 被承継者        | 氏名又は名称 (株)△△ |            |       |
|   |             | 住所 ○○市○○     |            |       |
| ⑫ | 承継の原因       | 合併のため        |            |       |

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

⑬ 承継前の工場又は事業場の名称 (株)△△ 甲府工場

## 記入要領（承継）

- ① 届出年月日： 届出書を提出する日を記入する。
- ② 宛名： 山梨県知事の氏名を記入する。
- ③ 届出者： 施設を譲り受け、前届出者の地位を承継した者が届出者となる。  
その他については、ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書等の記入要領を参照。
- ④ 届出内容： 該当しないものを線で消し、届出内容を明示する。
- ⑤ 施設の別： 該当するもの全てを記載する。
- ⑥、⑦ 工場又は事業場の名称、所在地： 承継後の工場又は事業場の名称、所在地を記入する。
- ⑧ 施設の種類： ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記入する。  
その際、併せて基数も記入することが望ましい。
- ⑨ 施設の設置場所： 承継した施設の施設番号（設置届出又は使用届出をしたときに付されたもの）を明記した図面等を添付する。
- ⑩ 承継年月日： 施設を譲り受けた年月日を記入する。
- ⑪ 被承継者： 施設を譲り渡した人の氏名、名称及び住所を記入する。
- ⑫ 承継の原因： 譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入する。
- ⑬ 承継前の工場又は事業場の名称： 欄外に、承継前の工場又は事業場の名称を記載する。

## 第3章 山梨県生活環境の保全に関する条例の概要

### (ばい煙に係るもの)

#### 1 目的

この条例は、公害その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を目的とする法令と相まって、生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

したがって、大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設以外の施設（以下、「条例特定施設」という。）や、指定工場を定め規制することにより、さらなる県民の健康で文化的な生活の確保を図っています。

#### 2 対象施設等

##### 指定工場（ばい煙に係るもの）

- ・ 大気汚染防止法施行令別表第一の十四の項から二六の項までの中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ当該各項の下欄に該当するものを有する工場又は事業場
- ・ 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設及び条例別表第二の一に掲げる施設※（専ら非常時に用いられるものを除く。以下「ばい煙発生施設等」という。）の燃料の燃焼能力の総合計が重油換算一時間当たり1,500リットル以上の工場又は事業場

※山梨県生活環境の保全に関する条例で定める「特定施設（ばい煙に係るもの）」

##### 特定施設（ばい煙に係るもの）

- ・ 廃棄物焼却炉（焼却能力が一時間当たり100キログラム以上200キログラム未満又は火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満のものに限る。）

#### 3 排出基準

指定工場及び特定施設を設置している工場等について、それぞれ、山梨県生活環境の保全に関する条例により排出基準が定められています。

基準値については、山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第四をご覧ください。

#### 4 申請及び届出

指定工場を設置・変更（軽微な変更を除く）しようとする場合には、事前に許可申請書を提出し、知事の許可を受ける必要があります。

また、特定施設を設置・変更しようとする場合には、原則として工事着手予定日の60日前までに知事に届出をする必要があります。

なお、提出先は、工場等の所在地を管轄する林務環境事務所等（P4参照）です。

表1 ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1より）

| 項<br>番号 | 施設の種類                                                              | 施設の規模                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1       | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）                           | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。                                                                                                                                             |
| 2       | 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉                                       | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。                                                                                               |
| 3       | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）   | 原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。                                                                                                                                                    |
| 4       | 金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）                  |                                                                                                                                                                              |
| 5       | 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）            | 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。 |
| 6       | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉                               |                                                                                                                                                                              |
| 7       | 石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉                                     |                                                                                                                                                                              |
| 8       | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔                                        | 触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。                                                                                                                                        |
| 8<br>の2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉                                          | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。                                                                                                                                         |
| 9       | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉                                              | 火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。                                                                                      |
| 10      | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。） |                                                                                                                                                                              |
| 11      | 乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）                                          |                                                                                                                                                                              |

| 項番号 | 施設の種類                                                                                | 施設の規模                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12  | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉                                                      | 変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。                                                                                          |
| 13  | 廃棄物焼却炉                                                                               | 火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。                                                                    |
| 14  | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉                     | 原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。 |
| 15  | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設                                                       | 容量が 0.1 立方メートル以上であること。                                                                                                     |
| 16  | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設                                                             | 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。                                                                 |
| 17  | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽                                                                    |                                                                                                                            |
| 18  | 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉                                                     | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。                                                                                   |
| 19  | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） | 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。                                                                 |
| 20  | アルミニウムの精錬の用に供する電解炉                                                                   | 電流容量が 30 キロアンペア以上であること。                                                                                                    |
| 21  | 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉                     | 原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。        |
| 22  | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）                                               | 環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。                                                          |

| 項番号 | 施設の種類                                                    | 施設の規模                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 23  | トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | 原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。 |
| 24  | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉              | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。                      |
| 25  | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉                                         | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。                       |
| 26  | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設                           | 容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。    |
| 27  | 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設                               | 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。                                              |
| 28  | コークス炉                                                    | 原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。                                                               |
| 29  | ガスタービン                                                   | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること                                                         |
| 30  | ディーゼル機関                                                  |                                                                                         |
| 31  | ガス機関                                                     |                                                                                         |
| 32  | ガソリン機関                                                   | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。                                                        |

表2 定期測定の頻度

| 測定項目               | 施設の規模                                | 測定頻度（回数）                                    |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 硫黄酸化物の排出量          | 硫黄酸化物の排出量が 10m <sup>3</sup> /h 以上の施設 | 2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上                      |
| ばいじんの濃度            | ① 排出ガス量（②～④に掲げるものを除く。）               |                                             |
|                    | 4 万 m <sup>3</sup> /h 以上の施設          | 2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上                      |
|                    | 4 万 m <sup>3</sup> /h 未満の施設          | 年 2 回以上（継続して休止する期間が 6 か月以上の施設については、年 1 回以上） |
|                    | ② 廃棄物焼却炉                             |                                             |
|                    | 焼却能力 4,000kg/時以上                     | 2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上                      |
|                    | 焼却能力 4,000kg/時未満                     | 年 2 回以上（継続して休止する期間が 6 か月以上の施設については、年 1 回以上） |
|                    | ③ ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関             | 5 年に 1 回以上                                  |
| ④ ガス発生炉のうち燃料電池用改質器 | 5 年に 1 回以上                           |                                             |
| 窒素酸化物の濃度           | ① 排出ガス量（②に掲げるものを除く。）                 |                                             |
|                    | 4 万 m <sup>3</sup> /h 以上の施設          | 2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上                      |
|                    | 4 万 m <sup>3</sup> /h 未満の施設          | 年 2 回以上（継続して休止する期間が 6 か月以上の施設については、年 1 回以上） |
|                    | ② ガス発生炉及び加熱炉のうち燃料電池用改質器              | 5 年に 1 回以上                                  |
| 有害物質の濃度（窒素酸化物を除く。） | 排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> /h 以上の施設   | 2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上                      |
|                    | 排出ガス量が 4 万 m <sup>3</sup> /h 未満の施設   | 年 2 回以上（継続して休止する期間が 6 か月以上の施設については、年 1 回以上） |

※当分の間、排出基準を適用しないとされている項目については、測定の対象ではありません。（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大発第110316001号、環水大発第11316002号）